

國學院大學學術情報リポジトリ

戦国の法典について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001057

戦国の法典について

小林 宏

目次

- 一 はじめに
- 二 戦国大名の政治意識
- 三 戦国法典の特質

一 はじめに

すでに昭和四十年八月、佐藤進一、池内義實、百瀬今朝雄の三氏によって『中世法制史料集 第三卷 武家家法』が厳密なる本文校訂と詳細なる補註・解題を附して上梓され、ここに戦国家法の研究に一劃期がもたらされたが、最近また、戦国家法の有する性格をめぐって、二、三の活発な論議が喚起されているようである。即ち、杉山博氏はその著『戦国大名』（中央公論社版）に於いて「法典の制定は主君の側から家臣を統制する意味合いが深い。」（四一七頁）とされながらも、「法には従者だけではなく、主人をも規制する効果があったればこそ、法典制定が実現できたといわねばならない。」（同上）とされ、戦国家法には大名による家臣の統制と家臣による大名の恣意の制約という二面性があることを六角氏式目をその典型的な事例として挙げられ、この二面性の中、何れの働きが強く生かされるか、それを決定す

るものは両者の力関係、即ち政治の問題であつたとされている。又、藤木久志氏は「戦国法形成過程の一考察」（『歴史学研究』第三二三号所載）なる論考に於いて、右の杉山氏等のいわゆる戦国家法の二面性という考え方を継承して、これを次のように発展せしめられた。即ち、藤木論文に於いては、戦国大名の編纂せる集成法典を一応除外して、個別法規しか有さない上杉、毛利、後北条氏等の家法の構造を分析することにより、十六世紀初頭の時期に於いて、上からは大名裁判権に支えられた「国法」論理の形成が認められるが、下からは、その「国法」論理に対応するものとして「近所之義」とよばれる在地の法秩序、即ち「反国法」論理の存在が確認され、結局、戦国法の構造は、右の「国法」と「近所之義」との連関に於いて把握せねばならないと強調されている。更に、勝俣鎮夫氏は「相良氏法度についての一考察」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』三五二頁以下）なる論考に於いて、相良氏法度の性格について、形式的には相良氏法度という形をとって存在しても、その実質は郡中惣の法、即ち在地領主層の法ともいふべき性格が濃厚であると指摘され、次に訴訟手続よりみた相良氏の裁判構造のあり方については、所衆談合という一種の在地裁判権を前提として、その上に相良氏の裁判権が存在するという形態であり、結局、戦国大名の裁判権はかかる裁判構造の上にたつという制約をまぬかれるものではないとされた。

このように、最近では戦国大名とその家法を、藤木氏の言を借用すれば、「まったく絶対権力者とその権力意志の発動とみなすような、従来の常識的理解の傾向」（前掲論文四〇頁）に対して、「反省が為されているような現状である。戦国大名の権力構造が大名権力とその支配下にある家臣の領主権力との一応の均衡の上に成立し、大名権力が家臣の領主権力を完全に克服し得ない段階にある以上、戦国大名の制定せる家法に多かれ少なかれ、前記二面性の存することは蓋し当然であり、その家法のもつ双務契約的性格を全く払拭してしまう訳にはいかないであろう。かかる意味から前記諸氏の戦国法の構造的性質の解明はまさに正鵠を得たものといえよう。

二 戦国大名の政治意識

しかし、戦国法の下部構造の分析によって、そこに前記二面性が認められるにせよ、戦国家法を制定し、それを発布しているのは、まぎれもない戦国大名そのものであった。戦国大名による家法の制定は形式的なものであって、実質上、その家法の作成に当たったものが家臣であり、在地領主層であるとしても、相良氏や六角氏という大名が存在しなくては、「相良氏法度」や「六角氏式目」という、当時の相良分国や六角分国全体を統一的に規律する法典は成立しなかったであろう。相良氏や六角氏自身の権力及びそれら権力の一部の上層部が、その家法を全く恣意的に作成し、上から一方的に押しつけるといった性格を有するものではないということを十分認識した上で、更に、それが形式的であるにせよ、相良氏や六角氏をして法制定の当事者たらしめているものは何であるかが問われねばならない。六角氏式目に於ける家臣起請文前書の冒頭に、「一 御政道法度之事、得御詮、愚暗旨趣書立、備上覧処云々」とあることからみれば、この法典の起草者が家臣であることは疑いない処であるが、一方、「得御詮」、「備上覧」なる用語に注目するならば、法典編纂を命じているものが六角氏であることも明白なる事実である。又、田島両売及び子息二重質入を規定せる相良氏法度の第十九条には、「至面々者、上様より直ニ可被召上候」とあって、相良氏の家臣は相良氏をさして「上様」という呼称を用いている。右にみるような家臣の用語は広く戦国家法に認められるものであって、例えば、大内氏掟書の第六〇条に「若此旨をそむく族あらは、経上裁可有罪科」、同じく第一三六条に「以当番之御前之童部衆、可被備上覧也」、第一〇五条に「為上意、可被仰出候也」等と散見される。

このように、家臣たる在地領主層が主君たる戦国大名、もしくはその意思をさしている言葉には、当然のことながら被支配者としての意識が濃厚に認められるのである。このことは逆にいえば、戦国大名自身の側に明らかに支配者

としての意識があつたことを意味する。しからば、家臣たる在地領主層をして被支配者意識をもたしめ、一方、戦国大名をして支配者意識をもたしめている根拠は何であるか。それは、ほぼその権力が均衡している在地領主層にあつては、その相互の紛争の解決の場を更に強力な上部権力に求めざるを得なかつたこと、一方、大名側にあつても、それを契機として自己の支配権力の拡大を計り、結局、分国内の一円知行を志向する趨勢にあつたことなどによるものであろうが、両者の権力関係の精密なる分析は後考に俟つとして、ここでは戦国大名の支配者意識とは如何なる性質のものであつたか若干ふれておきたい。今、それを一言にしていえば、自己を室町幕府の將軍に擬して分国全体を統治するといふ意識ということが出来よう。先に挙げた戦国家法にみえる諸用語はその現れの一端であるが、更に積極的にそれを示す資料を左に掲げよう。例えば、大内氏掟書の第六六条に「若子様、御馬にめされ候はんする時」、第一三八条に「殿中見物之仁事、(中略) 剩至常御座所、辺之条、以外次第也」、第一四五条に「於赤間関御座船事」、第一四七条に「御前陪膳并御劔役事、任先例、可為近習者之役」とあり、又、六角氏式目の第五八条に「於御前近習之与力者、可為各別様躰事」等とある。右から明らかのように、大内氏は自分の居館を「殿中」、自分の起居する場所を「御座所」、自分の乗る船を「御座船」、自分の子を「若子様」と呼ばせている。これらは自己を室町將軍に擬している意識の現れである。又、右から大内、六角両氏では、大名自身の側役として「近習者」、「近習之与力」を置いてゐることが明らかであるが、これは室町幕府の職制の一つである將軍の近習番を模したものであろう。大内氏掟書に収録された文書の中には、室町幕府の管領の署判せる御教書に似た形式の文書が多く存するが、これ又、右の一証とすることが出来よう。更に注目すべきは、大内氏掟書の第一二九条であつて、それには次のように記されている。

一 被行常赦事

(殿中)
法泉寺殿

御判

為常徳院殿御追善、於御分国中、所被行常赦也、諸人可存知之由、為令告知、依仰壁書如件
(足利義尚)

長享三年四月廿六日

左衛門尉奉武明
(相良)

前遠江守同正任
(相良)

左衛門尉同武道

右の文書は、大内政弘が長享三年（一四八九年）三月廿六日、近江鉤の陣で薨じた將軍足利義尚の追善供養の爲、分国中に常赦を行つた際のものである。「常赦」とは律令用語であつて、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強窃二盜の罪、及び律条に常赦不免といえる罪以外の罪を赦すものであり、我が上代では大赦、非常赦、曲赦、臨時赦と並んで恩赦の一つであつた。恩赦はいうまでもなく、主権者に専属せる特権の一つであつて、上代では天皇にのみ許されたものである。従つて、足利將軍の追善の爲に大内氏が恩赦令を發布し得たということは、大内氏が自己の分国に於ける主権者であることを名実共に示すものであつて、後の徳川將軍が皇室の慶弔事に際して恩赦令を發布し得たのと同様の法理である。従つて、大内氏掟書の第一五二条の「号公方買、号守護買、前々儀堅可停止事」、及び結城氏新法度の追加第一条の「公方領のもの、代かしにも、ことにうせてきたるもの」等に現れている「公方」という呼称も、足利將軍そのものをさすというよりは、大内氏や結城氏自身をさしていったものと考えられる。

以上のように考えてみると、ここに不入地棄破を規定せる、かの有名な今川假名目録追加第二〇条が想起されるのである。即ち「自旧規守護使不入と云事ハ、將軍家天下一同御下知を以、諸国守護職被仰付時之事也、守護使不入とありとて、可背御下知哉、只今ハをしなへて、自分の以力量、国の法度を申付、靜謐する事なれば、しゆこの手入間

敷事、かつてあるへからす」という文中の、特に、「只今ハをしなへて、自分の以力量、国の法度を申付、静謐する」といふ言葉の中に、戦国大名の法制定の態度が明瞭に表現されているとみるべきではなからうか。即ち、法典の編纂も亦、右から「自分の力量」をもってするものであり、当時の幕府から何等の制掣をうけるものではなかったと考え、てよいであろう。

三 戦国法典の特質

さて、次は戦国時代の法制の有する法史上の意義についてであるが、これは重要にして且つ至難なる問題であつて、これが解明にはなお将来の研究に俟たねばならない。従つて、ここでは、二、三私見を述べて、その展望を掲げるに止めたい。

戦国大名の法制は周知の如く、随時必要に応じて発布された個別法規（今、これを法令法と呼ぶ）と体系的に集成された成文法規（今、これを法典法と呼ぶ）との二種に分つことが出来よう。而して、筆者の考えでは、戦国法なるものの最大の特質は法令法の中にあらずして、むしろ法典法の中に顕現されているように思われる。即ち、律令法典成立以後、公家法、本所法、寺院法はもとより、従来の武家法にあつても、御成敗式目を除いては法典らしき法典は殆ど存在せず、個別法規のみが専ら発布されたのであり、戦国時代に至つて始めて大名による大規模な法典の編纂が行われるのである。かかる意味からいつても、戦国の法典は我が法源史上、特異な存在であるといえよう。しからば、法典法は法令法に比べて、如何なる点に於いて相違するであろうか。佐藤氏等は前掲史料集の解題に於いて、ここでいう法典法について、「制定者がその家の法全体の基礎とする目的で制定したものであつて、大むね長期的見通しの下で重要と見なされる事項が網羅され、恒久的効力が付与される。言わばその家の基本法規である」（四〇〇頁）とい

われている。これを更に敷衍すれば、法典法には領国支配の重要事項がほぼ網羅されて、ここに領国統治の根本方針が宣明されており、その法規の内容にも整理、統合が加えられ、法令法よりも恒久的な効力が付与されているということになる。

処で、筆者は法令法に対する法典法の特質として、改めて次の三点を挙げようと思う。その第一は法典法は法的安定性を志向するということである。それを示すものとして、先ず法典法の前記効力の恒久性がある。結城氏新法度の前書に「於後代モ可為此法度候」とあることは、当代の法典はその効力がかなり長期間に及ぶことを予め考慮した上で制定されたものであることを示唆する。事実、相良氏法度の効力は江戸時代にも及び、制定後、約二世紀の後までその命脈を保った（前掲史料集四一〇頁）。次に、塵芥集の前書に「せんく（成敗）のせいはいにおゐてハ、りひをたすにをよハす、いまよりのちハこの状をあひまもり、他事にましハるへからず」とあって、これは御成敗式目の踏襲であるが、ここに改めて法律不遡及の原則が明示されている。次に、今川假名目録の後書に「当時人々こさかしくなり、はからざる儀共相論之間、此条目をかまへ、兼てよりおとしつくる物也、しかれハひひきのそしり有へからざる歟」塵芥集の起請文に「およそひやうちやうのあひた、理ひにおゐてハ、うときもしたしきも有へからず」六角氏式目の起請文に「或就親近之淺深令臆、或依奏者之好惡致偏頗儀、不可在之」、三好氏新加制式の第二条に「若訴論人密及恥之沙汰者、評定衆互遂白状、可有其計、潔自他之心、各可被歴計議乎」等とあって、式目の「道理」の精神にもとづいて公平なる裁判の行われることが屢々希求されている。このように、法典法には従来の朝令暮改の状態や恣意的な裁判を避けようとする意思が認められる。更に塵芥集の第一二三条には「さかひ相たたるの山の事、せんきまかせたるへし、かくのことくの地、もしちきやうのあるなきのもんどう、相たかひにちきやうの年記をかにかへ、たうしよむ廿一カ年過候者、さたをあらたむるにをよハす」とあって、ここに二十一年以上、現実に当該所領を支配し

ている場合は、その領有の権利が公認されている。これは或る事実状態が一定の長期間継続した場合に、真実の権利關係に合致するかどうかを問わずに、その事実を尊重して権利關係を認める我が国固有の制度であつて、律令法やゲルマン法には存在しない法理である。右の塵芥集の規定は、もとより御成敗式目第八条の知行年紀制を継承したものであるが、ここに時効制度が戦国法典の上に再び明文化されたことも、やはり法的安定性に資するものがあつたと思われる。以上、法の効力の恒久性、法律不遡及の原則、裁判の公平、時効制度等が法典法の志向する主たるものであり、法典法の目的は結局、法の權威を高めることにあり、従つて法的安定性にあつたといえよう。

法典法の特質の第二は御成敗式目（幕府法）からの自立性を志向するということである。法典法はその全体の体裁を御成敗式目に模したり、或はその立法に式目の条文をそのまま踏襲する等、式目の影響を多分に受けているが、その規定する処の内容は領国統治のほぼ全般にわたつているのであり、式目を補充するというよりは、式目を模倣しつつも自ら式目に代るべき自主的な法典を制定することにより、究極的には式目の權威からの脱皮を計つていたのである。今、その具体的な事実を左に示そう。今川假名目録の後書には、次のように記されている。「右条々、連々思當るにしたかひて、分国のため、ひそかにしるしをく所也。（中略）如此之儀出来之時も箱の中を取出、見合裁許あるへし、此外天下の法度、又私にも自先規の制止は、不及載之也」。右にみるように、ここでは假名目録三三個条が今川分国の根本法規であつて、「此外天下の法度、又私にも自先規の制止」、即ち御成敗式目、その追加法、並びに今川氏が假名目録制定以前に發布した法令等は、假名目録三三個条に規定されていない場合にのみその効力が認められるのであつて、それらの法規はいわば假名目録の補充法となつてことに注意すべきであらう。従つて、もし假名目録の規定と鎌倉・室町幕府法の規定とが競合した場合には（例えば、式目第三六条と假名目録第二条）、当然假名目録の規定が優先したのである。自己の家法を根本法とし、式目及びその追加を補充法とする法典は、他にも大内氏提書

(第一四、第九五条)があり、又、同様、式目のみを補充法とするものに甲州法度(第一五条)六角氏式目(第三二条)がある。三好氏新加制式は貞永、建武両式目の影響を多分にうけ(第二、第三、第五、第七条)、両式目を参照しながら家法を編纂した証跡が歴然として認められるが、全体としてこれをみるときは、領国経営の基本的な重要事項が網羅された自主的な法典であつて、この場合も、新加制式に規定されていない事項は幕府法が補充法とされたのであろう。結城氏新法度は全条文を通じて「式目」なる語は見当らず、主人を異にする下男下女が生んだ男女の子の帰属を規定した第一五条では、式目第四一条をさして、「式目」とはいわず、「古法」といつているから、この法典にあつては、幕府法はすでにその効力を失つたものとして取扱われていたようである。塵芥集も亦、その全体の体裁を式目に模し、式目を踏襲せる条文が若干存するが、全条文を通じて「式目」なる語は全く見当らない。従つて、結城氏新法度及び塵芥集は、もとより幕府法の補充法ではなく、自主的な法典であつて、又、幕府法を自己の家法の補充法と考へていたかどうかも疑問である。

以上は法典法と幕府法との関係であるが、次に法令法と幕府法との関係は如何であらうか。法令法は幕府法を根本法として、それに補充するという意図をもつて発布されたものか、それとも逆に法令法を根本法として、それに幕府法をもつて補充するという意図をもつて発布されたものか、その辺の処は必ずしも判然としないが、強いていえば、後者よりは前者に近いものがあつたのではなからうか。何となれば、戦国大名の発布した個別法規は短期間しかその効力を保持し得なかつたと思われるからである。例えば、大内氏捷書にある文明十八年四月廿九日付の禁制は大内政弘の発布したものであり、その第一条(前掲史料集の第八九条)は「一夜中大通往来之事」という夜中の通行禁止を規定せる条文であるが、この条文の附則には「先御代御禁制事旧畢、異相不審之者、專可加制止也云々」と記されている。右の「先御代御禁制」とは先代大内教弘が発布した長祿三年五月廿二日付の禁制であつて、具体的にはその

第一条（前掲史料集の第二条）「一 夜中に大路往来の事」をさすものである。従つて、長祿三年の右の禁制は二十七年を経た文明十八年に至つて、「事旧畢」とされて、その効力を失つたのであり、ここに再び全く同一趣旨の立法が為されたのであつた。この同一内容の法令が再び發布されたというのは、政權が大内教弘からその子、政弘に交代したという事情によるものであるかも知れないが、もし然りとするならば、個別法規はそれを發布した為政者一代限りしか、その効力を有さなかつたことにならう。兎に角、法令法の場合は法典法の場合よりも立法者にとつて、その効力が長期間に及ぶことを考慮して立法されたものではなかつたと思われる。以上の如く、法令法が短期間しかその効力を保持し得なかつたとするならば、法令法はその時々々の必要に依じて、適宜發布されたものであつて、領国経営の為の不易の基本法は主として天下の大法、即ち幕府法や当時の慣習法に拠つて行われ、法令法はそれを随時補充するという性格を有するものと考えざるを得ない。しかし、個別法規が大内氏掟書の如く、為政者によつて或る時期に集大成された場合には、各個別法規の性質は右に述べた処と全く異なるものとなり、編纂された法典の場合と相通するものが生ずるのである。

以上述べた戦国時代の法典法と法令法との幕府法に対する關係をここでもう一度要約するならば、法典法に於いては、明らかにそれが領国経営の第一次的な根本法であつて、幕府法は第二次的な補充法の意味しか有さず、場合によつては幕府法はその補充法的意義すら有したかどうか疑問である。それに対して法令法に於いては、その關係は必ずしも明らかではないが、法典法の場合とは逆に、それは従来の幕府法の補充法的な意味合いが強いのではないかと思われ、少なくとも法典法に於けるよりは、幕府法に対する自主性が稀薄なのではないかと察せられる。

法典法の特質の第三はその自己目的性にある。前述せる如く、領国経営の重要事項が整理されて、ほぼ体系的に編成された成文法典が成立した時点に於いて、従来の幕府法が戦国家法の補充法的なものとなつたとするならば、かか

る戦国大名の法典編纂に認められる自主的な態度は結局、前に述べた戦国大名の政治意識によるものであって、程度の差こそあれ、室町幕府の権力に依存していた従来の守護大名の態度とは根本的に異なるものが存するのである。又、近世幕藩体制下の諸大名は、すでに幕府権力によって国替もしくは改易を強制される対象である以上、それは徳川氏の吏僚としての性格を多少なりとも有するものであり、十全の意味に於ける封建諸侯ということは出来ない。その権力が分国高権 (Landeshoheit) に迄、高められて王権から独立する程のものとなり、その領域が分国 (Land) と称せられた中世ヨーロッパに於ける封建諸侯に匹敵するものを我が国史の上に求むるとすれば、それは応仁文明の乱から豊臣政権の成立に至る迄の戦国大名において他にないであろう。戦国大名はすでにみた如く、その現実の状態は兎も角として、分国内に於いては自らを室町將軍に擬し、分国の主権者たることを強く意識していたから、その法典の編纂には「自分の以力量」(今川假名目録追加第二〇条) て当り、幕府から何らの制掣をうけるものではなかった。されば戦国大名の法典編纂の直接的な目的は、もとより領国統治の現実的な必要にあったであろうが、ここに至って法典を編纂すること自体も亦、法典編纂の目的となった。即ち、法典の編纂は一つの大きな文化的事業であって、その制定の事情がどうであれ、編纂者たる大名個人の榮譽につながるものであり、編纂者のカリスマを増すものであり、編纂者の権威を内外に誇示するものであった。而して、このような法典法の有する性質は法令法に於いて、殆どこれを認めることは出来ない。

以上、戦国の法典法と法令法とを対比しつつ、両者の性格を考察して来たが、右の三点に於いて両者はやや異質なものがあつたといえよう。しかし、かくいえばとて、法典法と法令法とがしかく截然と區別出来るかといえは、必ずしもそうとはいえず、法令法の中には、形式的にも内容的にも法典法に近いものもあつたと思われ、又、法典法にみられる幕府法に対する自主性の程度も、各法典によって様々であるが、通じていえば、右に挙げたものが法令法に対

する法典法の一般的特質として一応考えられるのではなからうかということである。筆者はかかる法典法の成立の中に、戦国法の我が法史上の意義を展望したいと考えるのである。（文中の条文番号は前掲史料集に拠る。）